



研究論文 障害児に対する教育課程や施設・設備等に関わる局面で争点となった裁判事例における「合理的配慮」に関する検討

著者	村井 隆大, 窪田 眞二
雑誌名	筑波大学教育行財政学研究室紀要
巻	平成29年度
ページ	1-16
発行年	2018-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00151148

障害児に対する教育課程や施設・設備等に関わる局面で争点となった裁判事例における「合理的配慮」に関する検討

村 井 隆 大

窪 田 眞 二

1. 問題の所在と研究の目的

文部科学省によれば、今日の教育課題の一つに特別支援教育が挙げられ、通常学級において、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症など、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は約6.5%の割合で通常の学級に在籍しているとされ、すなわちこれは1学級において特別な教育的支援を必要としている子どもが1～2人いるということである（文部科学省 [2012]）。こうした現状に対応するためには、現在、障害児教育における世界的な主流になりつつあるインクルーシブ教育という考え方は欠かせないものであろう。日本においても、2012年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が文部科学省より発表され、インクルーシブ教育を軸に置いた障害児教育の推進がなされ始めている。ここでは、インクルーシブ教育について、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」としている（中央教育審議会 [2012a]）。また本報告の中では、「同じ場で共に学ぶことを追求」し、「教育的ニーズに最も確に答える指導を提供」するために、合理的配慮の必要性を訴えている。

合理的配慮は「障害者の権利に関する条約（以下：障害者権利条約）^①」第24条において「reasonable accommodation」という言葉の下、明記されており、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないことは、障害者に対する不当な差別に当たるとされている。この障害者権利条約の批准のためには、国内法の整備が必要であり、2013年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：障害者差別解消法）^②」は障害者制度を充実するための法整備の1つである。この障害者差別解消法は2016年に施行され、同法第6条第1項の規定に基づき、政府は障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下：基本方針）を策定し、この基本方針に基づいて、関係府省庁や地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領が策定されつつある^③。これらの基本方針・対応要領等に基づき、障害者が不当な差別的取扱いがなされないよう、今日において、社会の様々な場面で合理的配慮の必要性が求められている。このことを踏まえれば、日本がインクルーシブ教育を推進していく上で、障害者差別解消法施行に基づく合理的配慮について、各学校や教育機関においてどのように対応されるべきかといったような研究の蓄積は必要不可欠であろう。

そこで本稿では、文部科学省が策定した対応要領に基づいて、各学校や教育機関において求

められる合理的配慮の在り方について検討する一助として、障害者差別解消法の施行前に言い渡された判例の中から障害児に対する処分や措置が争点となったものを抽出し、対応要領で求められている合理的配慮や不当な差別的取扱い、正当な理由、過重な負担といった観点から、判例に見られた判断が今後も正当性を持ちうるのかどうかを検討するための素材を提供することを目的とする。

2. 先行研究の検討と研究対象

障害児の行政処分や措置をめぐる裁判事例を扱った先行研究としては、吉田・森部 (2007) や窪田 (2017) を挙げることができる。

吉田・森部 (2007) は、障害児に関する裁判 77 事例を「障教裁判事案」として整理している。裁判事案の分類方法としては、あくまで便宜的なものとしているが、「障害のある子どもたちを取り巻く学校の教育的・物的・人的条件のあり方という視点から、「障教裁判」を「教育・訓練指導のあり方をめぐる裁判」「教育・生活環境のあり方をめぐる裁判」「担当教師のあり方をめぐる裁判」の 3 つに分類し、全体像をつかもうとしている。しかしながら本先行研究は、障害者差別解消法の制定前の研究であることもあり、合理的配慮や不当な差別的取扱い、正当な理由、過重な負担といった観点で判例を分析しているものではなく、あくまで障教裁判を整理し、全体像をつかもうとしたものにすぎない。

一方で、窪田 (2017) は、教育制度研究会 (2011) により分類された教育組織の制度的要素 (アクセス制度やエントランス制度など 16 の要素) を概括し、大学教育改革で言われるところの AP (アドミッション・ポリシー)、CP (カリキュラム・ポリシー) そして DP (ディプロマ・ポリシー) という 3 つの方針を参考にし、上記の観点から検討の対象となる局面を、「入学に関わる局面 (エントランス制度)」、「教育課程や施設・設備、学習組織に関わる局面 (教育課程、教育メディア、施設・設備、学習援助組織)」、「卒業や修了認定に関わる局面 (エグジ

ット制度)」を想定し、障害児に対する合理的配慮に関する判例の類型を 3 つの局面で捉え、「入学に関わる局面」について障害児に対する処分や措置が争点となった裁判事例の検討を行っている。本先行研究は合理的配慮や不当な差別的取扱い、正当な理由、過重な負担といった観点から分析を行っており、本稿と同様な観点から研究を行ったものであるが、本稿では、「教育課程や施設・設備、学習組織に関わる局面」を研究対象とし、窪田 (2017) では扱っていない事例を主な分析対象とする。

分析対象とする事例は以下の 6 つである⁽⁴⁾。

- (1) 【裁判年月日等】平成 11 年 2 月 1 日／奈良地方裁判所葛城支部【事件名】損害賠償請求事件 ※障害児差別いじめ事件
- (2) 【裁判年月日等】＜第 1 審＞平成 12 年 2 月 17 日／大阪地方裁判所 <控訴審>平成 14 年 3 月 14 日／大阪高等裁判所【事件名】損害賠償等請求事件 ※障害児不登校事件
- (3) 【裁判年月日等】平成 17 年 9 月 27 日／東京地方裁判所【事件名】退学処分取消請求事件 ※知的障害児退学事件
- (4) 【裁判年月日等】平成 17 年 11 月 4 日／大阪地方裁判所【事件名】損害賠償請求事件 ※知的障害児 PTSD 再発事件
- (5) 【裁判年月日等】平成 19 年 6 月 21 日／大阪高等裁判所【事件名】損害賠償等請求控訴事件 ※障害児自傷失明事件
- (6) 【裁判年月日等】平成 20 年 5 月 29 日／東京地方裁判所八王子支部【事件名】損害賠償等請求事件 ※障害児転落負傷事件

(1)(2) の事例は吉田・森部 (2007) が「教育・生活環境のあり方をめぐる裁判」例の中の、(1) を「人的環境」に分類されるもの、(2) を「学習環境」に分類されるものとして紹介しているが、本稿では、これらの判例を合理的配慮や不当な差別的取扱い、正当な理由、過重な負担といった観点から再度分析を行う。

(2) の事例については窪田 (2017) が「入学に関わる局面」の事例として、入級に関する部分について取り上げ分析を行っているが、本事

例は教育課程にも関わる事例であるため、本稿では、教育課程についても取り上げ、再度分析を行うものとする。

また、紙幅の関係上、事案の概要等については、各事例の判例評釈に譲り、裁判所の判断から本稿の課題に対応する部分を抽出することとする⁶⁾。

3. 教育課程や施設・設備、学習組織に関わる局面で争点となった事例(判例の年月日順)

(1) 【裁判年月日等】平成11年2月1日/奈良地方裁判所葛城支部/民事第2係/判決/平成6年(ワ)318号⁶⁾

【事件名】損害賠償請求事件

【裁判結果】一部容認、一部棄却

【上訴等】確定

【参照法令】民法第709条、第710条、第711条、第719条、第722条、国家賠償法第1条

【要旨】市立中学校の昼食時間中におきた、生徒による暴行傷害事件について、知的障害を有していた被害者生徒に対するいじめが事件以前にはなかったと認定して、担任教諭等に事故発生の予見可能性がなく、市に損害賠償責任はないとされた事例。

【事例の検討】 本事案の概要等については、吉田・森部(2007)で紹介されているため、ここでは割愛し、被告市の過失の有無に関する説示部分を抽出する。

「西教諭は、(中略)B組の生徒たちが原告二郎の放屁による臭気に強い不満を持ち、同原告を非難する心情を吐露していることを知っていたのであるから、同教諭としては、(中略)同二郎には先天性の病気である二分脊椎症があって、同原告の放屁は右病気に基づくものであるとの説明をし、右生徒たちの不満を和らげ、同原告を非難させることのないような措置を取る一方、臭気を和らげるため、教室に換気装置を設置するなどの措置を取るようしかるべき者に働き掛けることも可能であったように思われる。なお、これらの措置を取ることは、障害を

有する人に対する「差別」とか、「特別扱い」などとは無関係の、全ての人が多から少なかれ有する特徴ないし性質に対する当然の「配慮」とでもいうべきものと考え。(中略)指導は、(中略)暗に我慢ないし辛抱させられているものが正しく、それをさせているものを悪いと評価することにも通じ得るものであるが、さらに、同教諭は自らの努力ではどうしようもない原告二郎の病気やその感情に対して思い遣りを示さなかったという問題を含んでいたように思われる。そして、本件暴行は、原告二郎について、いわば一方的に周囲に迷惑を掛ける者であると認識することも可能であるような雰囲気、B組の生徒の間にあったからこそ起こった可能性も否定し難い。(中略)しかしながら、(中略)B組の生徒から同原告が暴行を振るわれた事実があったとも認め難い。また、(中略)他の生徒から暴行には至らない継続的な精神的・肉体的苦痛(いわゆる「いじめ」)を受けていたことを認めるに足りる証拠もない。そうすると、西教諭において(中略)指導上の問題点があったことや、原告二郎が障害を有する一般的に弱い立場にあったことを最大限考慮に入れても、なお、同教諭ないし(中略)他の教員らにおいて、本件暴行に類する事故の発生する危険性を具体的に予見できたとはいえず、本件暴行が発生したことについて、被告市に過失(保護・監督・教育義務違反)があったとはいえない。」

(2) 【裁判年月日等】<第1審>平成12年2月17日/大阪地方裁判所/第13民事部/判決/平成9年(ワ)8704号⁷⁾

<控訴審>平成14年3月14日/大阪高等裁判所/第3民事部/判決/平成12年(ネ)1032号⁸⁾

【事件名】損害賠償等請求事件

【裁判結果】<第1審>請求棄却

【上訴等】<第1審>控訴

<控訴審>控訴棄却、上告、上告受理申立

【参照法令】民法第709条、国家賠償法第1条

【要旨】<第1審>小学校の校長には、当然に

、教育環境整備義務は認められないが、科学的、教育的、心理学的、医学的見地から諸般の事情を考慮し総合的に評価したうえで、障害を有する児童を特殊学級に入学させるか否かを決定すべき義務、教育的見地から人事配置を決定すべき義務、当該児童がその在籍する教員の違法な作為、不作為により登校を拒否する等に至った特段の事情のある場合には、何らかの措置を講じるべき義務を負う。一方で、特殊学級に所属する個々の児童につき具体的な教育計画を策定する義務を当然に負っていると解するのは相当でなく、個々の教諭に対してかかる具体的な教育計画を策定する義務を課することはできない。本件においては、小学校の校長に具体的には教育環境整備義務違反はないとされた事例。〈控訴審〉 小学校長が不登校児童に対して長期間にわたり担任教員らによる登校に向けての働きかけを行わなかったことは適切さを欠くものであったが、当該児童が不登校状態に至った経緯等に照らして社会通念上明らかに不合理であってその裁量権を濫用又は逸脱したものとまではいえず、校長において職務上尽くすべき注意義務を尽くさなかったとはいえないとされた事例。

【事例の検討】 本事案の概要等については、吉田・森部 (2007) で紹介されているため、ここでは割愛し、校長による教育環境整備義務に関する説示部分を抽出する。

裁判所 (一審) は、まず学テ最高裁判決 (最高裁昭和51年5月21日判決) から憲法26条の学習権的解釈を引用した上で、「憲法二六条に基づく国の責務から、当然に、小学校長に対する本件教育環境整備義務を認めることはできず、小学校長が負う教育環境整備義務の内容は、憲法規範を具体化した関係諸法令によって定めるといべきである。」として、子どもの学習権の内容について、「(1) 小学校への⁽⁷⁾就学制度、(2) 小学校における具体的な教育計画の策定手続、(3) 小学校における教員配置の決定手続、(4) 小学校における訪問教育制度などを設け、その権能の一部を小学校長に授権している。」とした。その行論の中で、教育環境整備義務につい

ては次のように解するのが相当であるとしている。

「(1) 普通学級で授業を受けさせる義務 (中略) 市町村の教育委員会から児童の就学予定校として指定を受けた場合、小学校長は、就学予定児童が心身の故障等から教育上特別な取扱いを要する児童か否かを判断し、当該児童を特殊学級に入級させるか否かを決定すべき権限を有するとされている (学教法二八条三項) ことに照らすと、法は、障害を有する児童について普通学級で授業を受けさせないことも認めているというべきであるから、障害を有する児童について常に普通学級で授業を受けさせるべき義務を認めることはできない。しかし、右小学校長の権限は、子どもの学習権を具体化するための国の権能を授権されたものであるところ、前記 (一) のとおり、憲法二六条が、国に与えている教育内容の決定権限は、子どもの成長の利益及びこれに対する社会公共の利益と関心にこたえるため必要かつ相当な範囲にとどまるものであることに照らすと、右小学校長の権限も全くの自由裁量であると解することはできず、小学校長は、科学的、教育的、心理学的、医学的見地から諸般の事情を考慮して総合的に評価した上で、当該障害を有する児童を特殊学級に入級させるか否かを決定すべき義務 (以下「教育環境整備義務 (一)」という。) を負っていると解すべきである。(以下略)

(2) 具体的な教育計画を策定する義務

(中略) 小学校に設置された特殊学級の教育課程については、普通学級の教育課程に準じるものとし、特に教育課程を設けることができるとはされているものの、これを設ける義務を課してはいけない。これは、特殊学級に所属する障害を有する児童は、その障害の程度に応じて特別の配慮が必要とされるが、その程度は障害の程度に応じて千差万別であり、一定の教育課程を定めることが著しく困難であることにかんがみたるものと思われる。また、個々の児童の教育の在り方については、前記 (一) の子どもの学習権の性格上、子どもの個性に応じたより弾力的な対応が要請され、教師の自由な創意と工

夫がより強く必要とされることとなる。

右のような点からすると、小学校長が、特殊学級に所属する個々の児童につき具体的な教育計画を策定する義務を当然に負っていると解するのは相当ではない。なお、付言するに、学級担任等個々の児童の教育を直接担当する教諭は、前記（一）において判示した教師の教育の自由に照らすと、小学校学習指導要領及び当該小学校で定めた教育課程に定められた範囲内においてその教育内容を個別具体的に決定することが許されるというべきであるが、右教育内容は、個々の児童に対する個別的指導をも含むものであるから、個々の場面において個別具体的に決せられる性質のものであって予め事前にその内容を明らかにし得る性質のものではない。それゆえ、個々の教諭に対してかかる具体的な教育計画を策定する義務を課することはできないというべきである。

(3) 適正な教員を配置する義務
(略)

(4) 学校から児童に対して働きかける義務
(略)

教育環境整備義務については以上のように説示した上で、本件教育環境義務違反の有無について、「小学校長が、教育の専門家であることに照らすと特殊学級への入級処分に関する小学校長の決定はできる限り尊重されるべきであるから、右決定が社会通念上明らかに不合理であると認められない限り、違憲違法であるとの評価を受ける余地はないと解すべきである。」とし、「本件においては、原告児童らは、いずれも知的障害を有し(中略)、学習能力の点において障害を有しない児童とは相当程度の差があったことは否定できないこと(証拠略)、特に原告次郎については、情緒不安定な面があり、担当教諭を引っ掻くなどの行動をとることもしばしばであったことがうかがわれること(証拠略)などに照らすと、原告児童らを特殊学級へ入級させた乙山前校長及び乙山前校長の処分を維持した丙村校長の処分(なお、右処分がなされたことについては争いが無い。)は相当

であったと認められる。」として義務違反はなかったと判断した。

(3) 【裁判年月日等】平成17年9月27日／東京地方裁判所／判決／平成15年(行ウ)418号⁹⁾

【事件名】退学処分取消請求事件

【裁判結果】棄却

【上訴等】控訴

【参照法令】学校教育法第11条、学校教育施行規則第13条

【要旨】知的障害を持つ都立高校定時制学生に対して、他の学生や教職員に対する暴力行為等を理由に、学校長がなした退学処分が事実の基礎を有し、社会通念上も合理的であるとされた事例。

【事例の検討】判例によれば、本事案は、「都立高等学校(定時制)に入学した原告が、他の生徒や教職員に対する暴力行為や自ままた行動を繰り返す、他の生徒の学習権を侵害する事態を引き起こしており、学校側の指導にもかかわらず、原告には改善の見込みがないとして、被告が、学校教育法(昭和22年法律第26号)11条、同法施行規則(昭和22年文部省令第11号)13条3項1号(学生、生徒及び児童に対する懲戒のうち、退学事由の1つとして、「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」)を挙げている。)に基づき、退学処分としたところ、これが違法であるとして、原告がその取消しを求めた事案である。」

高等学校の生徒に対する懲戒処分について、「教育活動の一環として行われるものであり、内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められる自律作用であるから、懲戒権者たる校長が生徒の行為に対して懲戒処分を発動するに当たり、その行為が懲戒に値するものであるかどうか、また、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかを決するについては、当該行為の軽重のほか、本人の性格及び平素の行状、上記行為の他の生徒に与える影響、懲戒処分の本人及び他の生徒に及ぼす訓戒的效果、上記行為を不問に付した場合の一般的影響等の諸般の要素を考慮する必要がある、これらの点の判断は、

校内の事情に通ぎようし直接教育の衝にあたる者の合理的な裁量にゆだねるのではなく、適切な結果を期し難いというべきである」。そして、退学処分について、「学校教育法11条は、懲戒処分を行うことができる場合として、単に「教育上必要があると認めるとき」と規定することにどまるのに対し、これを受けた同法施行規則13条3項は、退学処分についてのみ4個の具体的な処分事由を定めており、これは、退学処分が、他の懲戒処分と異なり、生徒の身分をはく奪する重大な措置であることにかんがみ、当該生徒に改善の見込みがなく、これを校外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限って退学処分を選択すべきであるとの趣旨において、その処分事由を限定的に列挙したものと解される。(中略) 同項1号にいう「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」として退学処分を行うに当たっては、その要件の認定につき他の処分の選択に比較して特に慎重な配慮を要することはもちろんであるが、退学処分の選択も前記のような諸般の要素を勘案して決定される教育的判断にほかならないことを考えれば、具体的事案において当該生徒に改善の見込みがなくこれを校外に排除することが教育上やむを得ないかどうかを判定するについて、あらかじめ本人に反省を促すための補導を行うことが教育上必要かつ適切であるか、また、その補導をどのような方法と程度において行うべきかなどは、それぞれの学校の方針に基づく学校当局の具体的かつ専門的・自律的判断にゆだねざるを得ないことがらであるから、これらを踏まえた上で、当該事案の諸事情を総合的に観察し、その退学処分の選択が、全く事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念上合理性を認めることができないようなものでない限りは、同処分は、懲戒権者の裁量権の範囲内にあるものとして、その効力を否定することはできないものというべきである。」

その上で、本件退学処分の適法性について、「(1) 実体的違法事由について」「(2) 手続的違法事由について」の2点から検討し、説示した。ここでは、退学処分の判断に関する「(1) 実体

的違法事由について」の説示部分を抽出する。

「本件退学処分は、(中略) 原告が障害者であることに着目してなされたものではなく、原告が障害者であることに配慮して、その逸脱行動に一定の理解が必要であるとしてもなお、その意味内容を相応に理解した上で実際に行った暴力行為や自ままた行動ゆえに、「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」に当たるとしてなされたものである以上、もとより不当な差別的取扱などではなく、障害者の基本的人権を標榜する前記の諸規定に違反するものとはいえず、障害児の突発的な行動という点について、「原告の行動はその大半が、コミュニケーションの手段等として行われたものではない上、行動の意味内容のある程度は認識しつつ、(中略) 原告は、学校教育法施行規則13条3項1号にいう「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」に当たると判断した被告の本件退学処分が、全く事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念上合理性を認めることができないということではできない。(中略) 障害があることを踏まえた上で、本件高校が様々な配慮や取組みを行いながらも、功を奏せず、原告の行動が改善しなかった以上は、当該行動を評価して被告が懲戒事由の該当性を検討することは、当然に許されるものというべきであり、また、「改善の見込みがない」という事実の誤認の可能性については、「(中略) 暴力行為や自ままた行動は決して問題とする必要がないほどに少なくなっていたということではできないから、原告には環境への順応能力や適応能力があるとは認められない。(中略) 他の生徒とのトラブルが多少なりとも減少したとすれば、それは、他の生徒の方で、問題行動を繰り返す原告に接触しなくなったことによるものではないかと推認するのが自然であるといわざるを得ないので、原告の態度が、日常生活において日々改善していたということではできない。(中略) 前記のような問題行動を繰り返していたことは直視せざるを得ない事実であり、わずかな成長点を強調するあまり、前記の問題行動を不問に付したり、改善の見込みがあるとまで過大評価することはできない。(中

略) 入学以来の1年余の期間において、度々、本件高校の教職員と原告の保護者との間で、原告の問題行動について、家庭での教育等を含めて、必要な対策をとるように面談の機会が持たれてきたのであって、それにもかかわらず、最終的には原告の行動に改善がみられずに本件退学処分という事態に至ったものであって、被告が、更に原告の保護者の協力を待ち、原告の様子を観察した後でなければ退学処分を下すことができないとはいえない。」としている。

(4) 【裁判年月日等】平成17年11月4日／大阪地方裁判所／第16民事部／判決／平成15年(ワ)4510号⁽¹⁰⁾

【事件名】損害賠償請求事件

【裁判結果】一部容認、一部棄却

【上訴等】確定

【参照法令】民法第709条、第722条、国家賠償法第1条

【要旨】市立小学校養護学級1年の児童が心的外傷後ストレス障害を再発し、不登校となったことにつき、小学校教諭の給食指導に故意又は過失行為があったとはいえないとされる一方で、小学校長には、本件児童の状態、配慮すべき事項について、十分な聞き取りを行い、自閉的特徴と併せて、学級担任、養護学級担当教諭に周知する体制を整えるべき義務があるのに、これを怠った過失があるとされ、校長の児童に対する安全配慮義務違反が認められた事例。

【事例の検討】判例によれば、本事案は、「被告が設置する小学校に就学していた原告が、教師の給食指導による虐待及び小学校(長)の児童に対する安全配慮ないし保護義務違反により、以前から患っていた外傷後ストレス障害(PTSD)を再発して不登校状態となり、また、その後、原告がほかの小学校における就学を求めたにもかかわらず、被告の設置する大阪市教育委員会が指定外就学を認めなかったため、教育を受ける権利を侵害されたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等として合計330万円の損害賠償金及び教員による虐待が最後に行われたとする平成13年5月9日から支払済み

まで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。」

本件の争点は4つあるが、教師の給食指導による虐待及び学校(長)の児童に対する安全配慮・保護義務違反に関わる、「(1) b教諭の故意又は過失行為の有無」と「(2) 本件小学校(長)の安全配慮義務違反の有無」についての説示部分を抽出する。

「(1) b教諭の故意又は過失行為の有無」について

まず、給食指導に関する教師の義務内容について、「学校給食は、児童の心身の健全な発達に資するものであり、栄養のバランスのとれた食事の摂取、望ましい食習慣の形成、人間関係を豊かにするなどの役割があるとされているところ、小学校において児童に対し、給食指導をすることは、一般には重要な学校教育活動のひとつと位置づけられている(学校給食法1条、2条参照)。したがって、学校において教師が給食指導を行うことは、当然にその職務内容に含まれるというべきである。(中略) 個々の児童に対する給食指導は、当該児童の発達段階、実態、特性などに応じた配慮がなされるべきであるが、具体的にどのような指導が適切なものであるかは、当該事案の具体的事情をもとに、個別具体的に判断すべきである。」としている。その上で、「b教諭は、原告の入学時において、保育園における虐待が給食の場面においてなされたこと、その態様については認識しておらず、aから提出を受けた書面にも給食に関する配慮事項は全く記載されていないこと、原告がPTSDを発症する原因となった保育士の食事指導は、一般に「虐待」という言葉から連想される行為とは隔たりがあることから、b教諭が、原告が給食を無理に食べさせられるという「虐待」と受けたことによりPTSDを発症したと認識することはできなかったといえ」、「b教諭が、原告との間で信頼関係が十分に築けておらず、おかずをスプーンに載せて勧めることが、無理に食べさせることになり、後記のようにPTSDを発症した状況を再体験させることになるとの認識を持つに至ることは困難である。そ

して、このような認識のない状態で、前記のような給食指導をすることは、適法な範囲を超えるものとはいえない。」とし、b教諭の給食指導に義務違反行為（故意又は過失行為）があったとは言えない。

「(2) 本件小学校(長)の義務違反の有無」について

学校長の児童に対する安全配慮ないし保護義務について、「本件小学校においては、(中略)障害等を有する児童も普通学級と一緒に授業を受けるという学級保障という体制を採用していた。(中略)学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負うところ、障害等を有する児童については、より細やかな配慮を必要とし、また、配慮すべき事項は個々の児童によって全く異なるのであるから、前記のような学級保障の体制を採用する以上、学校長は、当該小学校を管理する者として、障害等を有する児童を普通学級に受け入れて指導するに当たり、保護者から当該児童について配慮すべき事項を十分に聞き取り、当該児童を受け入れる普通学級の担当教諭はいうまでもなく、当該児童の指導を補助すべき養護学級担当教諭が、当該事項をそれぞれ知り、また、各教諭間において十分な連絡がなされる体制を確立すべき義務を負うというべきである。」としている。その上で、「本件小学校長としては、単に、原告の保護者であるaの説明を聞くにとどまらず、学校側から、さらに詳細な聞き取りを積極的に行い、原告の状態を把握して、各教育場面において注意すべき事項を体系立てて整理し、自閉症の児童の特徴等と併せて、学級担任、養護学級担当教諭に周知する体制を整える義務を負っているというべきである。しかしながら、実際には、(中略) b教諭及びg教諭に対し十分な引継ぎはなされなかった。また、b教諭は、自閉症の児童の特徴についての知識を有していなかった。」とし、「本件小学校長には、原告の状態、配慮すべき事項について、十分な聞き取りを行い、自閉的特徴と併せて、b教諭及びg教諭に周知する体制を整えるべき義務があるのにこれを怠った過失

があるというべきである。」とした。

(5) 【裁判年月日等】平成19年6月21日／大阪高等裁判所／第6民事部／判決／平成17年(ネ)853号⁽¹⁰⁾

【著名事件名】自閉性障害児失明事件

【事件名】損害賠償等請求控訴事件

【裁判結果】原判決変更、請求一部棄却

【要旨】不適切なカリキュラムを続けたことにより、自閉性を有する障害児が自傷行為を起こし失明した事件で、教諭らを含む被控訴人(府)の過失が認められた事例。

【事例の検討】判例によれば、本事案は、「控訴人X1が、被控訴人が設置しているY養護学校(以下「被控訴人学校」という。)小学部六年生在学中に、目に対する自傷行為によって失明するに至ったことについて、控訴人X並びにその両親である控訴人夫婦が、被控訴人に対し、(1)上記失明は、被控訴人学校の教諭らにおいて、控訴人X1に対する自傷衝動誘発防止義務に違反して、同控訴人に不適切なカリキュラムを強制し続けた結果、その自傷行為を誘発して失明に至らしめたものである、(2)又は同控訴人に対する自傷行為防止義務に違反して、その自傷行為による受傷を回避する措置を講じなかったことにより、同控訴人を自傷行為による失明に至らしめたものである、と主張して、選択的に、在学契約上の債務不履行又は国家賠償法一条に基づき、損害賠償を請求した事案である。」

本件の争点は3つあるが、ここでは、「(1)被控訴人の過失について」と「(2)本件失明との因果関係について」の2つの説示部分を抽出する。

「(1)被控訴人の過失について」、「自閉性障害児における自傷行為は、精神的苦痛や混乱という負荷により発現する行動特性のひとつである。自閉性障害児は、(中略)周囲の環境からの情報を理解し、これに従って行動を意欲する能力、周囲との意思疎通能力が十分でないため、児がある程度の発達を遂げている場合は、環境の変化やものごとの展開場面で与えられる情

報を処理できず、すでに心中に形成されたイメージと外界の不一致を感じたり、指示に対してなすべき応答が理解できなかつたり、さらには、周囲の要求・生活が本人の適応レベルと乖離するなどのときにはしばしば恐慌を来し、これらによる苦痛、不安、混乱を遮断するための逃避ないし自衛行動が、第一次的には外界に対する攻撃行動に転化されるが、その力がなかつたり、性格的にできない場合は、これが自身に向かって自傷行為として発現するものである。それゆえ、このような自傷行為については、児本人の個体側の要因のほか、児に関わりを持つ家庭（親）、治療機関、教育機関という周辺環境も個体側要因に相乗する大きな要因となり得る。」としている。このことを踏まえ、「控訴人X1の自傷行為は、特に、被控訴人学校における運動的取組（山登り・崖登り、運動会練習、ランニング、プール学習等）が、その主たる要因となっている」と判断、そして、「控訴人X1の自傷行為の原因について、これをもっぱら生理的要因に帰せしめることも相当ではないというべきである」と判断し、「被控訴人学校での教育活動、特に運動的取組への参加の強制以外には、失明の危険を生じさせるような激しい自傷行為の発現・消退を説明できる原因が見当たらないというべきである」とし、「被控訴人学校のカリキュラム、特に、その運動的取組が控訴人X1の目に対する自傷行為を激化させたことが明らかであるから、被控訴人学校の教諭らには、控訴人X1に対して、その自傷衝動の発現を抑制し、その自傷行為が、控訴人X1の身体を傷害しないようにすべき注意義務、すなわち、控訴人らの主張する自傷衝動誘発防止義務があったと認めることができる」。その上で、その義務違反について、「被控訴人学校教諭らは、控訴人X1については、その意に反する運動的取組を課した場合、これが自傷行為を誘発し、ひいては失明の危険を認識し得たのに、成功体験を積み重ねさせる、行動療法的なアプローチで自己肯定のイメージを一つずつ積み重ねていくとの教育方針を墨守し、その個別事情に配慮しないまま他の生徒と同様の運動的取組を一律に

課したことにより本件失明を招いたというべきであるから、被控訴人学校の教諭には上記誘発防止義務の違反があるというべきである。」とした。

「(2) 本件失明との因果関係について」、「(1) 被控訴人の過失について」で説示した「被控訴人学校教諭らの過失の存在からすると、被控訴人学校教諭らの過失行為（控訴人X1に対して不適切な教育カリキュラムへの参加を強制したため、控訴人X1の目に対する激しい自傷行為を誘発したこと）と、本件失明との間に因果関係があることは明らかである。」

(6) 【裁判年月日等】平成20年5月29日／東京地方裁判所八王子支部／民事第3部／判決／平成18年(ワ)2354号⁽¹²⁾

【著名事件名】自閉症児転落負傷事件

【事件名】損害賠償等請求事件

【裁判結果】一部容認、一部棄却

【上訴等】確定

【参照法令】民法第415条、第416条、第418条、第709条、第710条、第711条、第715条、第722条、第723条、国家賠償法第1条

【要旨】市立小学校の心身障害児学級に在籍していた自閉症児が、体育授業の準備中に体育館の倉庫に無断で入ったことを担任教諭から叱責されて倉庫の扉を閉められたために、倉庫窓から脱出しようとして転落した事案で、本件教諭の行為が、学校教育法11条の許容しない違法な懲戒に該当し、刑法の監禁罪が成立する程度に違法性が高いもので、本件事故が故意行為に基づくものであると認めることはできないとされるが、担任教員は、当該生徒が窓から脱出することについて十分予見可能であったとして、不法行為上の過失が認められ、かかる結果の発生を回避すべく十分な指導や配慮をすべき義務があるとして当該教諭の過失が肯定された事例。一方で校長の安全配慮義務違反は否定された事例。

【事例の検討】判例によれば、本事案は、「自

閉症児である原告児童及びその保護者が、担任教諭による同児童を叱責の上体育館の倉庫内に閉じこめた行為により、同児童が倉庫内の窓から転落して傷害を負ったところ、担任教諭の上記行為及びその後事故について虚偽の説明を行った点につき、故意若しくは過失が認められるとして、また、同児童が在籍していた小学校の当時の校長及び小学校の設置者である小金井市には、同倉庫の設備面や教職員の人員配置面等に不備があるとともに、同児童の受傷原因について不十分な調査報告しかなかった等の点で安全配慮義務違反及び調査報告義務違反があり、さらに小金井市には営造物である倉庫の設置又は管理に瑕疵があったとして、被告らに対し、担任教諭については民法709条、校長については同709条及び715条2項、小金井市については国家賠償法1条1項、同2条1項又は債務不履行責任に基づき、同児童の被った損害及びその保護者の被った精神的損害等につき損害賠償を請求するとともに、被告らの行為によって原告らの社会的評価が著しく低下させられたとして、被告らに対し、謝罪文の交付及び謝罪文の小金井市市報への掲載を求めた事案である。」

本件の争点は8つあるが、当該教諭の十分な指導や配慮をすべき義務及び校長の安全配慮義務に関わる、「(2) 被告乙川の故意又は過失の有無」と「(3) 被告丙山の安全配慮義務違反及び調査報告義務違反」についての説示部分を抽出する。

「(2) 被告乙川の故意又は過失の有無」について

まず、被告乙川の故意行為について、「原告一郎が倉庫3の中から自発的に出てくるように指導の一貫として(中略)注意をしたというべきであって、かかる被告乙川の行為が自閉症児である原告一郎に対する指導として適切であったか否かはともかくとしても、原告一郎に対して制裁を加えたものまでは評価することはできない。したがって、被告乙川の行為は、学校教育法11条の「懲戒」には該当しない。」とし、「原告一郎の行動の自由を制限することについてこれを認容する意図があったとまでは認めら

れないというべきであって、被告乙川において監禁の故意があったとはいえない。」としている。したがって、「被告乙川の行為が、学校教育法11条の許容しない違法な懲戒に該当し、刑法の監禁罪が成立する程度に違法性が高いもので、本件事故が被告乙川の故意行為に基づくものであると認めることはできない。」

次に、被告乙川の過失の有無について、「公立小学校の担任の教員は、学校教育法の精神や教師としての職務の性格、内容からの当然の帰結として、学校における教育活動及びこれと密接不離な関係にある生活関係より生ずるおそれのある危険から児童を保護すべき義務を負うものであるところ、被告乙川は、心身障害児学級の担任として、学校における教育活動及びこれと密接不離な生活関係に関する限り、障害を持つ児童一人一人の行動の特質に対し日頃から注目し、自ら危険行為に出るおそれのある児童については、かかる結果の発生を回避すべく十分な指導や配慮をすべき義務があると解される。もっとも、かかる義務も、心身障害児学級における集団教育の場における注意義務であるから、心身障害児の教育の場において教育者として通常予見し、又は予見可能性がある事故についてのみ責任があるものと解するのが相当である。」

そしてこの被告乙川の過失の有無に係る「予見可能性」の判断について、以下のように説示した。

「自閉症の特徴を持つ原告一郎が不安や混乱の中で倉庫3内から逃げ出そうとして、倉庫3の腰高窓から外に出たことは、十分推認することができるというべきである。そして、(中略)被告乙川は、(中略)原告一郎に自閉症の特徴である危険認知能力や判断が乏しい面があることを少なからず認識していたというべきである。そうである以上、(中略)原告一郎が、不安や混乱に陥り、被告乙川においてその行動を監視できない状況下で倉庫3の腰高窓から出てしまうことは、(中略)当然予見すべきであったというべきであって、かかる事実をもって被告乙川の予見可能性を否定する事情とは解されない。そし

て、(中略) 被告乙川が、(中略) 原告一郎に対し、倉庫に入っはいけないことや倉庫3から出ることを原告一郎に確実に伝わるよう説明して、原告一郎を安全に倉庫3から出すことは十分可能であったと認められる。」とし、被告乙川には本件事故につき不法行為上の過失が認められる。

「(3) 被告丙山の安全配慮義務違反及び調査報告義務違反」について

ここでは、被告丙山の安全配慮義務違反に関する説示部分を抽出する。

安全配慮義務について、「一般に、公立小学校の設置者である地方公共団体と在学する児童との間には、在学関係類似の法律関係が存在し、この法律関係のもとに、教師らは、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において児童らを指導するのであるから、公立小学校の校長及び当該地方公共団体の教育委員会は、上記法律関係の付随義務として小学校における教育活動につき児童の安全に配慮すべき義務を負うと解される。そして、学校教育法81条が、特別支援学級を設置できる旨規定し、学校教育法施行規則140条2号が、「特別の指導を行う必要がある」ものの中に「自閉症者」を規定していることに鑑みれば、特別支援学級の設置されている学校の校長及び当該地方公共団体は、自閉症児をはじめとする知的障害を有する児童の安全を確保すべき高度の注意義務を負っているものと解するのが相当である。」

その上で、この被告丙山の安全配慮義務違反の判断について、「ア 倉庫3の扉に施錠がされていなかった点について」「イ 倉庫3の窓に柵が設けられていなかった点について」「ウ 人員配置の不足について」「エ 被告乙川に対して十分な研修を実施していなかったこと」「オ 報告体制の不備について」の五点から説示した。

「ア 倉庫3の扉に施錠がされていなかった点について」は、「(中略) 本件学校の方針として、倉庫3については施錠をせず、直接担任が体育館において児童に対し、倉庫3の中に入っはいけないと指導する旨の申し合わせがなされていたこと、被告乙川もそれに従い、倉庫2及び

倉庫3に入っ原告一郎を指導したことが認められる。(中略) 本件では、被告乙川の過失により本件事故が発生してはいるものの、(中略) 担任教諭による授業の際の指導によっても、さくら学級の児童が倉庫3内に入ることを防ぐことは十分可能であったと推認できること、また、本件事故以前に倉庫3内で児童による負傷事故等が起きたことをうかがわせるような事情もないことからすれば、たとえ倉庫3内に(中略) 児童が怪我をする原因となる物が保管されていたと倉庫3の扉に施錠をしなければならない義務まで認めることはできないというべきである。」とし、被告丙山に過失は認められない。「イ 倉庫3の窓に柵が設けられていなかった点について」は、「倉庫3は、そもそも児童が頻繁に出入りすることが予定されている場所ではなく、このことはさくら学級の児童においても同様であり、しかも、一輪車を取り付けられた一輪車用スタンド2台が実質的に児童にとって窓に近づく障害となる役目を果たしていたことからすれば、被告丙山において、倉庫3の腰高窓に転落防止のための柵を設置すべき義務があったとまでは認めることはできない。「ウ 人員配置の不足について」は、「本件学校には法律や東京都教育委員会の基準に従い、定員どおりの職員が配置され、さらに2名の介助員も配置されており、それ以上に各倉庫を監視する人員を配置すべき義務があるとは認められない。「エ 被告乙川に対して十分な研修を実施していなかったこと」は、「被告乙川に対して実施された研修の具体的内容については証拠上明らかではないものの、(中略) 被告乙川には相当数の研修が実施されており、これに加えていかなる研修を実施すれば本件事故を防止することができたのかを的確に裏付ける証拠はない。また、被告乙川の過失行為が、そもそも被告丙山らによって十分な研修が実施されていたにもかかわらず、専ら被告乙川個人の資質や能力自体に起因するものであるのか、あるいは、被告乙川に対する研修が十分に行われていなかったことに起因するのかについては判然とせず、前者である可能性も否定できない。「オ 報告体制の不備

について」は、「かかる主張が本件事故自体といかなる関係があるのか判然としないと言わざるを得」ない。

以上より、被告丙山の安全配慮義務違反は認められない。

4. 考察

4. 1. 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

窪田（2017）の枠組みを援用し、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下：対応指針）の「(1) 正当な理由の判断の視点、(2) 過重な負担、(3) 合理的配慮の個別性」という3つの視点から検討する。3つの視点の具体的内容は以下のとおりである。

(1) 正当な理由（対応指針：第2-1-(1)）

「正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。関係事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すなど障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適切ではない。

関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。」

(2) 過重な負担（対応指針 第2-2；第2-2-(2)）

「関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。」

「過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて、過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適切ではない。関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

(3) 合理的配慮の個別性（対応指針 第2-2-(1)-イ）

「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、（中略）双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。」

4. 2. 対応方針に基づく事例の検討

事例 (1) の二分脊椎症児童へのいじめをめ

ぐる損害賠償請求事件では、「本件暴行に類する事故の発生する危険性を具体的に予見できたとはいえ、本件暴行が発生したことについて、被告市に過失（保護・監督・教育義務違反）があったとはいえない。」という判断がなされており、事故発生の危険性の予見は難しかったとされている。しかしながら、教諭の指導上に問題があったこと、学級内に原告二郎の障害に対して批判的な雰囲気があったこと、そして、保護者である原告花子が同二郎に対する放屁における配慮を頼んでいたことを踏まえると、本件事故の発生が予防できた可能性は十分にあり、合理的配慮という観点から、換気設備を整える等といった配慮を事前にすることは可能であったように考えられ、学校はどのような配慮を行うことができたのかということについて、原告二郎の障害特性を踏まえながら今一度検討する余地があると考えられる。

事例(2)の校長の教育環境整備をめぐる損害賠償等請求事件では、判断の中に「社会通念上明らかに不合理」といった言葉が見受けられるが、窪田(2017)で述べられているように、社会通念とは時代とともに変容することが想定できるものである。今日において、障害児の就学先の決定においては、認定就学者制度が認定特別支援学校就学者制度に切り替わったことで、本人・保護者の意見を最大限尊重した上で総合的な観点から就学先を決定するとされていることや、具体的な教育計画の策定については、障害者差別解消法の施行を受けて、文部科学省において障害のある学生の就学支援に関する検討会で、教育再生実行会議による第九次提言で述べられた「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を踏襲した個別カルテ(仮称)の作成・活用を推進するという方向性が示されている。本件では、校長の教育環境整備義務違反はなかったとはされたものの、判断が社会通念を軸に据えてなされたことを踏まえると、障害者に対する法整備が進み、障害者理解が進みつつある今日においては、教育環境整備義務の範囲について捉え直す必要があると考えられる。そ

してその上で、教育環境における合理的配慮について考えていく必要がある。

事例(3)の退学処分取消請求事件では、原告には知的障害があるものの、退学事由に挙げた「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」について、具体的に説示がなされており、これは対応指針における「正当な理由の判断の視点」における関係事業者の利益について安全の確保や事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等の観点を踏まえて総合的・客観的に判断したものであるといえ、なおかつ、退学処分を取り消し、原告が在学することは、「過重な負担」の検討すべき観点における「1) 事務・事業への影響の程度」に触れると考えられ、障害者差別解消法が施行された今日においても本判決は妥当なものであるといえよう。

事例(4)の児童のPTSD再発をめぐる損害賠償請求事件では、b教諭の故意又は過失行為は認められないとし、学校(長)の安全配慮義務違反が認められるとしている。「合理的配慮の個別性」にもあるように、合理的配慮は、「具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである」。本件における給食指導は個別性の高いものといえよう。しかしながら、自閉症児の特徴の一つとして偏食が挙げられ、さらにはDSM-5(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders-5:精神疾患の診断・統計マニュアル第5版)においても発達障害の特徴として知覚過敏性について挙げられていることを踏まえれば、十分な引継ぎがなかったためにb教諭がPTSD再発について予見することができなかったとしても、b教諭は児童が広汎性発達障害であることを認識していたわけであり、その知識があれば、偏食に対する指導において余儀があったと考えられる。そして、b教諭が自閉症児の特徴を正確に理解していないにも関わらず、教諭に対して適切に引継ぎを行わず、体制を整えなかった学校長には当然に義務違反があるといえよう。合理的配慮は「多様かつ個別性の高いものである」がゆえ、学校

と生徒・保護者間の合意形成は必要不可欠であり、それに応じた学校の体制整備が求められるであろう。

事例(5)の自閉性障害児失明をめぐる損害賠償等請求控訴事件では、被控訴人の過失が認められている。控訴人 X1 の失明原因は被控訴人学校のカリキュラムにおける運動的取り組みから生じるストレスによる自傷行為であり、控訴人 X2 はそのことに気づき、被控訴人側に改善を求めている。いわば、これが障害者差別解消法が施行された今日における「合理的な配慮」にあたると思われるわけだが、この要望に対し被控訴人側は、「正当な理由の判断の視点」の「関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい。」という部分における、「具体的な検討」をしないままに要望に応えず、また、その「理由の説明や理解への努力」をしなかったと考えられる。このことを踏まえると、本件の被控訴人の過失における正当性は明らかであろう。

事例(6)の自閉症児転落事故をめぐる損害賠償等請求事件では、担任教諭被告乙川の過失が認められ、校長被告丙山の安全配慮義務違反が否定された。「合理的な配慮」とは、障害者差別解消法第8条第2項にあるように「社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」において行われる配慮を指し、本件においては、何か特別な社会的障壁の除去を必要とするような意思の表明があったわけではない。しかしながら、自閉症児である原告一郎は障害児学級に通っており、被告乙川は障害児学級の担任であったわけで、特別な支援を必要とするがために通常学級ではなく、障害児学級に通っていたのは明らかであり、本件は「合理的な配慮」には当たらないものの、一定の配慮を求め、原告一郎は障害児学級に通っていたと考えることができる。その上で、被告乙川は自閉症児に対する知識があったにもかかわらず、

その要求に応えず、原告一郎に怪我を負わせたことは、不当な差別的取扱いに類するものであるといえよう。

被告丙山については本件において、設備面や人員配置等から安全配慮義務違反の有無について判断がなされている。これらの安全配慮義務について、そもそも先に要請があったわけではないため、「合理的な配慮」の観点から考えることは難しい。しかしながら、本件事故後、判決文にあるように、再発防止策として、設備面の改善を行っており、これはいわば基礎的環境整備のようなものであり、合理的配慮の充実に図るための大事な一つの要素であるといえよう。

5. 総括及び今後の課題

事例(3)のように裁判時、学校側に過失が認められず、障害者差別解消法が施行された現在と照らし合わせても過失が認められないであろうと考えられる事例がある一方で、事例(2)のように裁判時においては過失が認められないとされたが、当時の判例解釈に準ずれば、現代においては過失が認められるもしくは再検討が必要となるであろうと考えられる事例も存在した。また、校長には過失が認められないが、担任教諭等には過失が認められるといったような事例も存在した。障害者差別解消法が施行されたことにより合理的配慮という法的義務が生まれた現代において、学校における障害児に対する取扱いがかつてに比べると、学校としてはより厳しいと思われるような立場に追われることとなったかもしれない。しかしながら、障害児が健常児と差別されることなく、教育を受けることができるような仕組みが整えられていくことは必要不可欠であり、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が等しく教育を受けることができなければならない。そのための一歩が障害者差別解消法による合理的配慮であろう。障害児が健常児と等しく教育を受けることができるよう、今後より一層、合理的配慮に関する

研究が蓄積されていくことを期待したい。

前述のとおり、障害者差別解消法が施行されたことにより、学校における障害児に対する取扱いが施行前に比べると、厳しいと思われるかもしれない。事例(4)のように教諭によっては、障害の知識を有していないという可能性は現在においても多く存在するであろうと考えられる。しかしながら、障害者差別解消法が施行された現在においては、それが許されない可能性は大いにあり得るだろう。では、障害者差別解消法が施行され、以前より厳しい立場に追われることとなった学校に対し、行政は何ができるのであろうか。今後の課題として、障害者差別解消法施行をめぐっての行政の動きを追い、定都市を含む全国市区町村の43.5%が策定、平成29年4月1日時点では、64.3%が策定している。(内閣府HPより算出)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioujoukyo.pdf> (最終閲覧:2017年11月30日)

(4) 「※事件名」は筆者がどのような判例かわかりやすくするために付けたものである。

(5) 判例の出典については、D1-Law.com (https://mypage.d1-law.com/dh_p/) の判例検索結果に基づいている。

(6) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?2&hriid=28060235&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧:2017年12月11日)

(7) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?4&hriid=28060822&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧:2017年12月11日)

(8) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?5&hriid=28091250&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧:2017年12月11日)

(9) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?6&hriid=28110753&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧:2017年12月11日)

障害児に対して不当な差別的取扱いがなされないように注意する学校に対して、行政はどのような仕組みや制度を整えることができるのかということをも明らかにしたい。

注

(1) 2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効された。日本は2007年9月28日に署名、2014年1月20日に批准書を寄託した。

(2) 平成25年法律第65号

(3) 平成28年4月1日時点での全国市区町村において対応要領を策定していたのは21%であった。平成28年10月1日時点では、指

(10) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?7&hriid=28102414&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧:2017年12月11日)

(11) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?8&hriid=28172581&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧:2017年12月11日)

(12) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?9&hriid=28150216&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧:2017年12月11日)

参考引用文献

調査研究協力者会議(2016)資料2平成28年度「検討会」第二次まとめ取りまとめに向けた基本的な考え方。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/attach/1377556.htm (最終閲覧:2017年11月30日)

中央教育審議会(2012a)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm (最終閲覧:2017年12月11日)

中央教育審議会(2012b)資料1特別支援教育

の在り方に関する特別委員会報告 1.

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325881.htm
(最終閲覧：2017年11月30日)

外務省 (2017) 障害者の権利に関する条約.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018094.pdf> (最終閲覧：2017年12月11日)

窪田眞二 (2017) 障害児に対する「合理的配慮」に関する裁判事例の検討—入学に関わる局面で争点となった事例—. 平成28年度筑波大学教育行財政学研究室紀要, 1-14.

教育再生実行会議 (2016) 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ (第九次提言).

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai9_2.pdf (最終閲覧：2017年11月30日)

教育制度研究会編 (2011) 要説教育制度 新訂第三版. 学術図書出版社.

文部科学省 (2012) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査.

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (最終閲覧：2017年12月11日)

文部科学省 (2015) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針.

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/11/24/1364727_01.pdf (最終閲覧：2017年11月30日)

高橋三郎・大野裕・染矢俊幸・神庭重信・尾崎紀夫・三村将・村井俊哉訳 (2014) DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル. 医学書院.

吉田恵子・森部英生 (2007) 障害児教育をめぐる裁判例. 群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編, 56, 249-277.